

広島県告示第百二十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県東部建設事務所三原支所において、平成二十八年三月二十二日までの間、縦覧に供する。

平成二十八年三月七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

一般国道

二 路線名

四八六号

三 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
尾道市御調町貝ヶ原字貞広二三六番一地先から 尾道市御調町大田字原楨田四番一地先まで	旧	九・四〇〇 三・〇〇〇	一、〇三三・ 二〇〇	
尾道市御調町貝ヶ原字貞広二三三番一地先から 尾道市御調町市字土井ノ内一五番一地先まで	新	一一・二〇〇 四六・四〇〇	七四九・〇〇	ダブルウェイ 解除 不用物件延長 六二〇・〇〇 メートル